サポート研修 公務基礎「行政法」(第3回延期分)

| 【日時】    | 令和 3 年 12 月 21 日 (火) 、22 日 (水) 9:00~17:00   |
|---------|---|
| 【会場】    | 特別区職員研修所  |
| 【受講者数】  | 21 名  |
| 【講師】    | 新宿区 都市計画部 都市計画課 職員  |
| 【研修内容】  | 〈目的〉<br>行政法の基礎知識を習得することで、仕事を進める上での根拠法令を意識して、自ら考える職員を育成し、組織対応力の向上を図る。<br>〈内容〉<br>① 法律による行政の原理や行政法の位置づけなどの行政法の基礎を学ぶ。<br>② 行政現場での紛争事例から、行政法を考察する。<br>③ 行政事件訴訟法、国家賠償法など行政活動を規律するための各種法令について、必要な基礎知識を学ぶ。   |
| 【受講生の声】 | <ul> <li>・訴訟に関する根拠法令、争訟となった場合の対応、判例等について学んだことで、自身の担当職務上の行政行為(処分、事実行為)の重要性について理解が深まりました。より一層真摯に職務に取り組まなければならないと、身が引き締まりました。</li> <li>・法的根拠を意識することに加え、記録の取り方や事務手順の可視化など事務の進め方についても活かしたいです。</li> <li>・講師自身の豊富な経験からわかりやすくポイントを話してくださり、実例も含めて関心を持って聞けました。学術的な分野について触れることも多く、公務員試験の時に学んだ内容について深く知ることができ、とてもためになりました。</li> </ul> |